

健発 0819 第 6 号  
令和 4 年 8 月 19 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年国民健康・栄養調査の実施について

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 10 条の規定に基づき実施する国民健康・栄養調査について、別添の実施要綱により実施しますので、よろしくお取り計らい願います。

本年の調査は、我が国における新型コロナウイルス感染症発生後に初めて実施するものであり、国民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣等、新型コロナウイルス感染症の影響を含む国民生活の実態を把握するために大変重要です。新型コロナウイルス感染症に係る対策を講じた上で、調査事務への負担軽減に取り組んでまいりますので、調査の実施について御理解、御協力の程お願いいたします。

各都道府県・保健所設置市・特別区におかれましては、健康の増進の総合的な推進を図るため、感染症対応と調査実施が両立できるよう、それぞれの業務の体制の確保等の御配慮をお願いします。

なお、本調査の実施に当たり、調査地区の該当がある都道府県・保健所設置市・特別区には、別途、地区指定の通知を送付します。

# 令和4年国民健康・栄養調査実施要綱

## 1. 調査の目的

この調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。

## 2. 調査方法

### (1) 調査客体

令和4年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）を調査客体とする。

### (2) 調査時期

調査時期は、11～12月中とする。

#### 1) 身体状況調査

調査地区の実状を考慮して、最も高い受診率をあげうる日時を選定して行う。

#### 2) 栄養摂取状況調査

日曜日及び祝日を除く任意の1日に行う。

#### 3) 生活習慣調査

調査期間中（11～12月）に行う。

### (3) 調査方法

#### 1) 身体状況調査

世帯員を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施する。

#### 2) 栄養摂取状況調査

調査員である管理栄養士等が世帯を訪問等して、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接の上、記入方法を指導して回答を得る。

#### 3) 生活習慣調査票

栄養摂取状況調査票と併せて配付し、世帯員本人が回答する。なお、回答は、紙調査票又は政府統計オンライン調査総合窓口上の電子調査票により得る。

### (4) 調査項目

#### 1) 身体状況調査票

ア. 身長、体重（1歳以上）

イ. 腹囲（20歳以上）

ウ. 血圧測定（20歳以上）

エ. 血液検査（20歳以上）

オ. 問診〈服薬状況、糖尿病治療の有無、運動習慣の状況等〉（20歳以上）

2) 栄養摂取状況調査票

ア. 世帯状況（1歳以上）

世帯員番号、氏名、生年月日、性別、妊娠・授乳、仕事の種類

イ. 食事状況（1歳以上）

朝・昼・夕食別、家庭食・調理済み食・外食・給食・欠食の区別

ウ. 食物摂取状況（1歳以上）

料理名、食品名、使用量、廃棄量、世帯員ごとの案分比率

エ. 1日の身体活動量〈歩数〉（20歳以上）

3) 生活習慣調査票（20歳以上）

食習慣、運動、休養（睡眠）、喫煙、飲酒、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握する。また、令和4年は、新型コロナウイルス感染拡大による生活習慣の変化や次期国民健康づくり運動の計画を見据えた食環境整備や社会経済的状況に関する実態把握を行う。

(5) 調査実施体制

- 1) 厚生労働省は、令和4年国民健康・栄養調査企画解析検討会を設置し、本調査の調査設計及びその解析について専門的な立場から意見を聞く。
- 2) 厚生労働省健康局健康課栄養指導室が政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の協力を得て企画立案を行い、都道府県、保健所設置市及び特別区に実施を委託する。
- 3) 都道府県、保健所設置市、特別区では衛生主管部（局）が管内を統括し、実際の調査は調査地区を管轄する保健所が行う。
- 4) 保健所では、保健所長等を班長とする国民健康・栄養調査班を編成し、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師、事務担当者等の調査員が調査の実施にあたる。

(6) 調査票等の提出期限

令和5年2月20日（月）までに、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に提出する。

(7) 結果の集計及び公表

- 1) 集計は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う。
- 2) 解析は、令和4年国民健康・栄養調査企画解析検討会が行う。
- 3) 結果の公表は、集計完了後速やかに行う。

医政発0819第6号  
令和4年8月19日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

令和4年歯科疾患実態調査の実施について（依頼）

厚生労働行政の推進については、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、我が国における歯科保健の状況を把握することを目的として、別添の「令和4年歯科疾患実態調査実施要領」に基づき、標記調査を実施することとしましたので格段のご配慮をお願いいたします。

また、本調査が調査実施地区の住民をはじめ関係機関及び関係団体の協力のもとに円滑に実施されるよう、あらかじめ必要な準備、打合せ等について格段のご配慮を重ねてお願いいたします。

また、本調査を実施するために必要となる「令和4年歯科疾患実態調査必携」、「歯科疾患実態調査票」は別途送付する予定ですのでご了承下さい。

医政歯発 0714 第 1 号  
令和 4 年 7 月 14 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局  
歯科保健課長  
（公印省略）

### 令和 4 年歯科疾患実態調査の調査地区の内定について

平素より歯科保健行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和 4 年の調査における調査地区として、国民健康・栄養調査において、令和 4（2022）年国民生活基礎調査により設定された単位区から、無作為に抽出された 300 単位と同じ地区において実施する予定としております。今般、その対象地区を、別添「令和 4 年歯科疾患実態調査調査対象地区名簿」のとおり通知します。

貴職におかれましては、管内の市区町村へも周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、該当地区を現地確認いただくにあたっては、国民生活基礎調査の単位区要図及び単位区別世帯名簿をご活用ください。その利用に当たりましては、下記 1)～7) を遵守していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

（国民生活基礎調査の単位区要図及び単位区別世帯名簿の利用に当たる遵守事項）

- 1) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、歯科疾患実態調査の目的以外に使用しないこと。
- 2) 単位区要図及び単位区別世帯名簿により知り得た事項が、歯科疾患実態調査関係者以外に漏れないようにすること。
- 3) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、閲覧の場所から持ち出さないこと
- 4) 単位区別世帯名簿中の「調査員氏名」は転記又は複写しないこと。
- 5) 単位区要図及び単位区別世帯名簿の取扱いは丁寧にし、これを汚損（書き込み等を含む。）しないこと。
- 6) 転記書類等は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しないこと。
- 7) 転記書類等は、使用后直ちに裁断、溶解又は焼却を行うこと。

(参考)

令和4年歯科疾患実態調査について(予定)

1. 調査時期 令和4年11月～12月
2. 調査地区 300単位区
3. 診査項目
  - 1) 性別
  - 2) 年齢
  - 3) 歯や口の状態
  - 4) 歯をみがく頻度
  - 5) 歯や口の清掃状況
  - 6) 過去1年間における歯科検診受診の有無
  - 7) 過去1年間におけるフッ化物応用の有無
  - 8) 矯正歯科治療の経験の有無
  - 9) 歯・補綴の状況
  - 10) 歯肉の状況

(担当)

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科口腔保健推進室

大坪、廣田、山路

電話：03-3595-2205(内線2584、2553)

# 令和4年歯科疾患実態調査実施要領

## 1. 調査の目的

本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討等、今後の歯科保健医療対策を推進するための次期の目標設定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の対象

国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満1歳以上の世帯員を報告者とする。（300単位区内の満1歳以上の世帯員総数は約15,000人）。

なお、国民生活基礎調査の報告が得られなかった世帯員については、報告を求めない。

## 3. 調査の期日

令和4年の11月又は12月中の各保健所が定める任意の1日

## 4. 主な調査事項

- (1) 歯や口の状態
- (2) 歯をみがく頻度
- (3) 歯や口の清掃状況
- (4) 過去1年間における歯科検診受診の有無
- (5) 過去1年間におけるフッ化物応用の有無
- (6) 矯正治療の経験の有無
- (7) 歯・補綴の状況
- (8) 歯肉の状況

## 5. 調査の方法

- (1) この調査は、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長に委託して実施する。都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長は、調査対象地区の保健所長の協力を得て、口腔診査に経験の深い歯科医師および診査補助員を調査員に委嘱または任命して実施する。
- (2) 本調査の具体的な実施方法については、事前に調査地区ごとに保健所長および調査員等の間で、十分な打ち合わせを行うとともに、調査地区の歯科関係者の協力を得て本調査を円滑に実施できるように努める。
- (3) 調査対象地区の世帯に対しては、事前に本調査の趣旨、方法等の周知徹底を図り、調査に対する協力体制の確保に配慮する。

## 6. 調査票等

歯科疾患実態調査票（第2号様式。以下「調査票」という。）は、あらかじめ厚生労働省医政局歯科保健課長から各都道府県、保健所を設置する市、特別区の保健福祉主管部（局）長に送付する。都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）長は、調査地区を管轄する保健所長に、調査票に加えて、歯科疾患実態調査被調査者名簿（第1号様式。以下「被調査者名簿」という。）及び歯科疾患実態調査送付票（第3号様式。以下「送付票」という。）を含めて送付する。

## 7. 調査に関する秘密の保持

本調査の実施にあたっては、報告者に対して、調査の趣旨等（目的、内容、公表方法等）を説明し、同意を得て行うこと。また、報告者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報保護するものとする。

## 8. 調査票等の提出

調査員は、調査終了後直ちに被調査者名簿及び調査票を取りまとめ、被調査者名簿の調査参加の有無と調査票との不一致及び調査票についての記入漏れ等を審査する。



審査終了後、保健所長は、被調査者名簿及び調査票（調査不参加者分を含む）に送付票を添えて、直ちに都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）長に送付する。

都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）の長は送付されてきた調査票をとりまとめ、令和4年12月31日（土）までに厚生労働省医政局歯科保健課長に送付する。

## 9. 結果の集計および公表

調査結果の集計並びに解析は厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室が行い、集計完了後、令和5年6月を目途に結果概要を、同年11月を目途に結果を公表する。

## 10. 国民生活基礎調査の単位区要図及び単位区別世帯名簿の利用に当たっての遵守事項

- (1) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、歯科疾患実態調査の目的以外に使用しないこと。
- (2) 単位区要図及び単位区別世帯名簿により知り得た事項が、歯科疾患実態調査関係者以外に漏れないようにすること。
- (3) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、閲覧の場所から持ち出さないこと。
- (4) 単位区別世帯名簿中の「調査員氏名」は転記又は複写しないこと。
- (5) 単位区要図及び単位区別世帯名簿の取扱いは丁寧にし、これを汚損（書き込み等を含む。）しないこと。
- (6) 転記書類等は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しないこと。
- (7) 転記書類等は、使用后直ちに裁断、溶解又は焼却を行うこと。